

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年8月9日
【四半期会計期間】	第91期第1四半期（自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日）
【会社名】	高砂香料工業株式会社
【英訳名】	TAKASAGO INTERNATIONAL CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 榊村 聡
【本店の所在の場所】	東京都大田区蒲田5丁目37番1号
【電話番号】	03－5744－0516
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員管理本部長 笠松 弘典
【最寄りの連絡場所】	東京都大田区蒲田5丁目37番1号
【電話番号】	03－5744－0516
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員管理本部長 笠松 弘典
【縦覧に供する場所】	高砂香料工業株式会社大阪支店 （大阪市北区堂島浜1丁目4番16号アクア堂島NBFタワー6階） 高砂香料工業株式会社名古屋支店 （名古屋市中区錦1丁目10番27号カネヨビル3階） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第90期 第1四半期 連結累計期間	第91期 第1四半期 連結累計期間	第90期
会計期間	自平成27年4月1日 至平成27年6月30日	自平成28年4月1日 至平成28年6月30日	自平成27年4月1日 至平成28年3月31日
売上高 (百万円)	36,314	36,230	141,660
経常利益 (百万円)	2,809	1,939	6,036
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (百万円)	2,619	1,548	4,880
四半期包括利益 又は包括利益 (百万円)	2,178	193	2,516
純資産額 (百万円)	81,722	81,177	81,613
総資産額 (百万円)	172,090	172,803	173,455
1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	132.06	78.05	246.02
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	46.6	46.1	46.1

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 平成27年10月1日付で普通株式5株を1株とする株式併合を実施しております。前連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり四半期（当期）純利益金額を算定しております。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社においても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

（1）業績の状況

当第1四半期連結累計期間における世界経済は、中国をはじめとした新興国等における景気の減速や英国のEU離脱問題等により、依然として先行きが不透明な状況となっております。

わが国の経済は、政府の経済政策等を背景に緩やかな改善の傾向がみられましたが、急速な円高の進行による企業の景況感悪化や個人消費の低迷等、依然として楽観できない状況が続いております。

香料業界においては、中国や東南アジア他の海外市場での成長が引き続き期待できるものの、国内外ともに成熟市場での事業展開においては、競合他社との競争環境が一段と厳しくなっております。

このような中、当社グループは「信頼される商品を生産し続けることにより、グローバル市場でのトップクラスの香料会社を目指す」の経営基本方針の下、前連結会計年度より中期経営計画『TAKASAGO GLOBAL PLAN (GP-3)』（2015-2017年度）を始動させ、堅固なグローバル連結経営により事業を推進いたしました。

当第1四半期連結累計期間の売上高は、36,230百万円（前年同四半期比0.2%減）となりました。部門別売上高では、フレーバー部門は、米国子会社等が好調に推移し、22,150百万円（前年同四半期比1.9%増）、フレグランス部門は、中国子会社等が低調となり、9,326百万円（前年同四半期比5.3%減）、アロマイングリディエント部門は、主力品メントールが堅調に推移し、3,019百万円（前年同四半期比1.2%増）、ファインケミカル部門は、医薬中間体が前期並に推移し、1,385百万円（前年同四半期比0.0%増）となりました。その他不動産部門は、348百万円（前年同四半期比0.1%増）となりました。

利益面では、営業利益は2,480百万円（前年同四半期比5.5%減）、経常利益は1,939百万円（前年同四半期比31.0%減）、親会社株主に帰属する四半期純利益は1,548百万円（前年同四半期比40.9%減）となりました。

セグメントにつきましては、日本は、当社のフレーバー新工場の稼働に伴うコスト増等により、売上高は17,286百万円（前年同四半期比0.4%増）、営業利益は822百万円（前年同四半期比31.1%減）となりました。米州は、米国子会社等が好調に推移し、売上高は7,879百万円（前年同四半期比6.4%増）、営業利益は388百万円（前年同四半期比1,240.8%増）となりました。欧州は、フランス子会社が低調に推移したこと等により、売上高は5,014百万円（前年同四半期比4.3%減）、営業利益は260百万円（前年同四半期比35.6%減）となりました。アジアは、中国子会社のフレグランス部門の不振等により、売上高は6,050百万円（前年同四半期比6.1%減）、営業利益は915百万円（前年同四半期比2.3%減）となりました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において新たに発生した事業上及び財務上の対処すべき課題はありません。なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

（株式会社の支配に関する基本方針）

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社グループは「技術立脚の精神に則り社会に貢献する」の企業理念の下、常に香料及びその関連技術の最先端の研究を続け、顧客に嗜好性の高く、高付加価値な香料を提供すると共に、リニューアブルなアロマイングリディエントの開発等を通じ、持続可能な社会への貢献に努めております。また、医薬中間体を中心とするファインケミカル事業の分野においても、グローバル市場での厳しい競争環境にもかかわらず世界的に高い評価を得ております。

その結果として、当社グループは、国内香料業界のリーディングカンパニーであると同時に、アジア唯一のグローバル香料会社としてのポジションを築き上げ、世界でも屈指の香料会社に成長してまいりました。

このような当社の持続的な競争優位性・企業価値を支えているものは、次の諸点と考えております。

① 長年培ってきた技術力とそれを基盤とした事業シナジー

長年培ってきた高品質かつ高付加価値のアロマイングリディエントの製造及び医薬中間体の開発をはじめとするファインケミカル事業を支える不斉合成技術・触媒反応等の技術。またこれらの技術を基盤として、有機的一体として結合している4つの事業の強みを活かしながら事業展開することによる、競合他社には無い独自のシナジー効果の発揮。

② 多様な嗜好性への深い理解とそれを活かす創香の経験やノウハウ

消費者の多様な嗜好性に対応する顧客の商品開発を強力に下支えするための創香に関する経験と技術的な蓄積。さらには、少量多品種かつ変化の激しい香料市場において、顧客の要望に迅速に対応するために確立された生産・供給体制。

③ 厳しい安全性基準を満たす製品への高い信頼とこれを維持するノウハウ

その性格上非常に厳しい安全性を求められる製品について、関連法令はもとより、厳格な社内基準をも満たす当社製品の高い品質・安全性とそれを維持管理するために長年に亘り蓄積された情報により確立されたシステム。

④ グローバルに経営資源を有効活用できる組織体制

各事業で蓄積されたノウハウを海外拠点も含めた当社グループで共有・有効活用し、世界規模で営業展開するグローバルな顧客への対応やグローバル事業展開を図るために確立された業務推進組織体制。

以上の強みを生かし、当社は今後も成長してまいります。

しかし、近時、わが国の資本市場においては、対象となる会社の経営陣の賛同を得ることなく、一方的に大量の株式の買付を強行するといった動きが顕在化しつつあります。もとより、当社は、株式の大量買付等であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。しかしながら、株式の大量買付等の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付等の行為について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

とりわけ、長年にわたり蓄積してきた膨大なノウハウと高い技術力に裏打ちされた当社独自の事業展開によるシナジー効果の評価、さらにはあらゆる消費財と地域の嗜好に対応した多品種な香料製品を提供する当社の企業価値の評価は困難であり、当社の企業価値の適正な評価には時間を要する上に、買付の条件等が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当でないかについて慎重な判断を要します。

また、当社の4事業の一部が売却されるようなことがあれば、各事業分野の有機的結合により実現される大きなシナジー効果が失われるおそれが高く、また、長期的視点に立っての研究開発及び品質・安全性に対する継続的な投資が行われませんと、技術的基盤が弱体化するのみならず、当社製品の高い安全性への信頼が損なわれ、当社の企業価値・株主共同の利益が毀損されることになります。

こうした事情に鑑み、当社取締役会は、当社株式に対する大量買付行為が行われた際には、主として次の種類の買付行為を行う株主は、当社の企業価値・株主共同の利益の観点から、当社の財務及び事業の方針の決定を支配す

る者として適当でないと判断しました。具体的には、大量買付行為のうち、①後述の本プランに定める手続を遵守しない買付、②当社の企業価値・株主共同の利益を明白に侵害するおそれのある買付、③強圧的二段階買付等、株主の皆様は株式の売却を事実上強要するおそれのある買付、④買付の条件等（対価の価額・種類、買付の時期、買付の方法の適法性、買付の実現可能性、買付後の経営方針又は事業計画、買付後における当社の顧客、取引先、従業員等に対する対応方針等を含みます。）が当社の企業価値に鑑み不十分又は不適当な買付を行う場合、当該買付行為を行う株主は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと判断しました。

2. 当社基本方針の実現に資する取組みについて

当社グループは、創業100周年を迎える2020年に向けて世界トップクラスの香料会社となることを長期ビジョンとした『TAKASAGO GLOBAL PLAN』を掲げ、平成27年度から新たな中期経営計画『TAKASAGO GLOBAL PLAN (GP-3)』（2015-2017年度）を始動させました。

当社グループの経営基本方針の1つは「信頼される商品を生産し続けることにより、グローバル市場でのトップクラスの香料会社を目指す」であり、GP-3グループ基本方針に基づく計画を遂行することにより競争優位性を確立し永続的な成長を実現いたします。

中期経営計画における骨子は次のとおりです。

「GP-3グループ基本方針」

① 事業基盤の再強化

需要増に柔軟に対応していく基盤を構築する。

② 人材開発

「挑戦できる人材」の育成を目指し、ローカル人材をグローバルに活用する。それを下支えする仕組みの構築を目指す。

③ 技術革新

技術立脚の企業理念に立ち返り、他社の追随を許さない「独自性（オリジナリティ）」、「優位性」のある革新的な技術の開発を目指す。

④ 顧客からの信頼

顧客にとって真に有意義なサプライヤーになることを目指す。

⑤ 利益体質改善

当社グループ内バリューチェーンの全体最適による利益体質の改善を図る。

このような、競争優位性を確立し永続的な成長を実現するための取組みにより、ブランド価値と企業価値、及び株主共同の利益の向上を追求してまいります。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み《買収防衛策》

当社は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社株式の大量取得行為に関する対応策を導入しております。

この対応策は、平成19年6月28日開催の第81回定時株主総会において株主の皆様の承認を得て導入し、平成28年6月24日開催の第90回定時株主総会における承認を得て更新しております。（以下、更新後の対応策を「本プラン」といいます。）

本プランは、当社株式に対する買付その他の取得若しくはこれに類似する行為又はその提案（以下総称して「買付」といいます。）が行われた際に、買付を行う者又はその提案者（以下総称して「買付者」といいます。）に対し、遵守すべき手続を明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報と時間を確保するとともに、買付者との交渉の機会を確保することにより、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。

なお、現時点において、当社が特定の第三者から当社株式の大量買付を行う旨の提案を受けている事実はありません。

具体的には、買付者により以下のいずれかに該当する買付（以下「対象買付」といいます。）がなされたときに、本新株予約権の無償割当てをするか否かを検討します。買付者は、本プランに従い、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行うまでの間、買付を実行してはならないものとします。

- ① 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付
- ② 当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

当社の株券等について買付等が行われる場合、当該買付等を行う買付者等には、買付内容等の検討に必要な情報及び本プランを遵守する旨の誓約文言等を記載した「意向表明書」を当社に提出していただきます。その後、買付者等から提出された情報が、経営陣から独立している社外取締役、社外監査役又は有識者のいずれかに該当する者で構成される特別委員会に提供され、その評価、検討を経るものとします。特別委員会は、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を独自に得たうえ、買付内容の評価・検討、当社取締役会の提示した代替案の検討、買付者等との交渉、株主の皆様に対する情報開示等を行います。特別委員会は、買付者から提出された「買付説明書」の記載内容が必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者に対し、適宜合理的な回答期限を定めた上、直接又は間接に必要な情報を追加提出するよう求めることがあります。

特別委員会は、買付者が本プランに定められた手続を遵守しなかった場合、その他買付者等の内容の検討の結果、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合など、本プランに定める要件のいずれかに該当し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、当社取締役会に対し、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

当社取締役会は、特別委員会が本新株予約権の無償割当ての実施に際して予め株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合、又は本新株予約権の無償割当ての要件の該当可能性が問題となっている場合等、本新株予約権の無償割当てを実施するに際して株主意思を確認することが適切と判断する場合には、株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認することができるものとします。

本新株予約権は、金1円の金額を払い込むことにより行使し、普通株式1株を取得することができます。また、買付者による権利行使が認められないという行使条件及び当社が買付者等以外の者から当該株式1株と引換えに本新株予約権1個を取得することができる旨の取得条項が付されております。

当社取締役会は、特別委員会の勧告または株主意思確認のための株主総会決議に従い、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行い、速やかに決議内容を情報開示します。

本プランの有効期間は、平成28年3月期の定時株主総会の終結の時より平成31年3月期の定時株主総会の終結の時までの3年間とします。本プランの有効期間の満了前であっても、取締役会の決議によって本プランを廃止することができます。

また、本プランの有効期間中に定時株主総会で承認いただく本プランの基本的考え方に反しない範囲内で、本プランの見直し等を行うことがあります。

当社は、本プランが廃止又は変更された場合には、その内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

4. 上記3. の買収防衛策に対する当社取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、以下の理由から、本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社経営陣の地位の維持を目的とするものではないと判断しています。

① 株主意思を反映するものである

イ. 本プランは、平成28年6月開催の定時株主総会における株主の皆様のご承認をいただきました。

ロ. 本プランの有効期間の満了前であっても、当社取締役会の決議によって本プランを廃止することができます。

ハ. 取締役の任期を1年としており、取締役の選任を通じて株主の皆様の意思が反映されます。

② 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの発動等の運用に際して、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために実質的な判断を客観的に行う機関として、社外役員及びこれに準じた独立性を有する外部有識者を委員とする特別委員会を設置します。これにより、当社経営陣の恣意的判断を排し、その客観性、合理性を担保すると同時に、特別委員会は当社の実情を把握し当社の企業価値を構成する要素を十分に把握した上で、買付が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を適切に判断できると考えています。

更に、特別委員会の判断の透明性を高めるため、買付者から提出された「買付説明書」「意向表明書」ならびに特別委員会が追加的に提出を要求した必要情報の概要、買付者の買付内容に対する当社代表取締役の意見、代替案の概要、その他特別委員会が適切と判断する事項について、原則として株主の皆様に対し速やかに情報開示を行います。

③ 本プラン発動のための合理的な客観的要件の設定

本プランは、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、これらの客観的要件は基本方針における当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないといわれる場合と一致させています。これにより、当社の会社役員による恣意的な発動を防止します。

④ 第三者専門家の意見の取得

特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができます。これにより、特別委員会による判断の公正さ、客観性がより強く担保されます。

⑤ デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、株券等を大量に買い付けた者の指名に基づき当社株主総会において選任された取締役で構成される取締役会により廃止が可能であるため、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社においては取締役の期差任期制は採用されていないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

（注）以上は概要となりますので、詳しい内容に関しましては当社ウェブサイト平成28年5月13日付「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新について」及び平成28年6月24日付「「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」継続の承認および当プランに関する特別委員会委員候補者の一部変更に関するお知らせ」を御参照下さい。

(<http://v4.eir-parts.net/v4Contents/View.aspx?cat=tdnet&sid=1360011>)

(<http://v4.eir-parts.net/v4Contents/View.aspx?cat=tdnet&sid=1375233>)

（3）研究開発活動

当第1四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発費の総額は、2,957百万円であります。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	60,000,000
計	60,000,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数（株） （平成28年6月30日）	提出日現在発行数 （株） （平成28年8月9日）	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	20,152,397	20,152,397	東京証券取引所 （市場第一部）	単元株式数 100株
計	20,152,397	20,152,397	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 （株）	発行済株式 総数残高 （株）	資本金増減額 （百万円）	資本金残高 （百万円）	資本準備金 増減額 （百万円）	資本準備金 残高 （百万円）
平成28年4月1日～ 平成28年6月30日	—	20,152,397	—	9,248	—	8,355

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成28年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 316,500	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 19,774,600	197,746	—
単元未満株式	普通株式 61,297	—	一単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	20,152,397	—	—
総株主の議決権	—	197,746	—

- (注) 1. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式19,774,600株(議決権数197,746個)には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が1,000株(議決権数10個)含まれております。
2. 「単元未満株式」欄には、当社保有の自己保有株式が10株含まれております。
3. 当第1四半期会計期間末日現在の「発行済株式」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成28年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

② 【自己株式等】

平成28年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
高砂香料工業株式会社	東京都大田区蒲田 5丁目37番1号	316,500	—	316,500	1.57
計	—	316,500	—	316,500	1.57

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成28年4月1日から平成28年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成28年4月1日から平成28年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成28年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	17,037	16,581
受取手形及び売掛金	30,980	33,642
商品及び製品	20,032	19,721
仕掛品	104	96
原材料及び貯蔵品	13,598	12,988
その他	5,470	4,381
貸倒引当金	△332	△252
流動資産合計	86,892	87,160
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	32,782	31,540
その他（純額）	25,849	25,643
有形固定資産合計	58,631	57,183
無形固定資産	1,976	1,826
投資その他の資産		
投資有価証券	23,319	23,991
その他	3,111	3,097
貸倒引当金	△475	△456
投資その他の資産合計	25,956	26,633
固定資産合計	86,563	85,643
資産合計	173,455	172,803

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成28年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	12,003	13,274
短期借入金	22,586	23,239
1年内返済予定の長期借入金	5,498	5,257
1年内償還予定の社債	340	340
未払法人税等	769	460
賞与引当金	1,669	847
役員賞与引当金	21	6
その他	8,000	8,094
流動負債合計	50,890	51,520
固定負債		
社債	1,980	1,810
長期借入金	27,125	26,267
役員退職慰労引当金	15	9
退職給付に係る負債	6,966	7,070
その他	4,864	4,948
固定負債合計	40,952	40,105
負債合計	91,842	91,626
純資産の部		
株主資本		
資本金	9,248	9,248
資本剰余金	8,358	8,358
利益剰余金	51,520	52,598
自己株式	△626	△626
株主資本合計	68,500	69,578
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	11,035	11,542
繰延ヘッジ損益	△2	△17
為替換算調整勘定	180	△1,656
退職給付に係る調整累計額	286	279
その他の包括利益累計額合計	11,499	10,148
非支配株主持分	1,612	1,450
純資産合計	81,613	81,177
負債純資産合計	173,455	172,803

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)
売上高	36,314	36,230
売上原価	24,247	24,352
売上総利益	12,066	11,877
販売費及び一般管理費	9,441	9,396
営業利益	2,624	2,480
営業外収益		
受取利息	24	25
受取配当金	160	148
持分法による投資利益	25	34
為替差益	13	-
その他	115	145
営業外収益合計	339	353
営業外費用		
支払利息	129	133
為替差損	-	735
その他	25	27
営業外費用合計	154	895
経常利益	2,809	1,939
特別利益		
固定資産売却益	819	0
特別利益合計	819	0
特別損失		
固定資産処分損	11	6
投資有価証券評価損	13	-
持分変動損失	98	-
特別損失合計	123	6
税金等調整前四半期純利益	3,505	1,933
法人税、住民税及び事業税	402	197
法人税等調整額	387	103
法人税等合計	789	300
四半期純利益	2,715	1,632
非支配株主に帰属する四半期純利益	96	84
親会社株主に帰属する四半期純利益	2,619	1,548

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)
四半期純利益	2,715	1,632
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	968	507
繰延ヘッジ損益	△0	△14
為替換算調整勘定	△1,475	△1,824
退職給付に係る調整額	△3	△6
持分法適用会社に対する持分相当額	△26	△99
その他の包括利益合計	△537	△1,438
四半期包括利益	2,178	193
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	2,080	196
非支配株主に係る四半期包括利益	97	△2

【注記事項】

(会計方針の変更等)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)
(会計方針の変更) 「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日。以下「回収可能性適用指針」という。)を当第1四半期連結会計期間から適用し、繰延税金資産の回収可能性に関する会計処理の方法の一部を見直しております。 回収可能性適用指針の適用については、回収可能性適用指針第49項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当第1四半期連結会計期間の期首時点において回収可能性適用指針第49項(3)①から③に該当する定めを適用した場合の繰延税金資産及び繰延税金負債の額と、前連結会計年度末の繰延税金資産及び繰延税金負債の額との差額を、当第1四半期連結会計期間の期首の利益剰余金に加算しております。 なお、当第1四半期連結会計期間の期首において、四半期連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

(四半期連結貸借対照表関係)

保証債務

連結会社以外の会社等の金融機関からの借入等に対し、債務保証を行っております。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成28年6月30日)
Dan Kaffee (Malaysia) SDN. BHD.	55百万円	37百万円
Takasago International (Italia) S.R.L.	2 "	2 "
従業員	7 "	6 "
計	65 "	46 "

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)
減価償却費	1,061百万円	1,336百万円

(株主資本等関係)

I 前第1四半期連結累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年6月25日 定時株主総会	普通株式	396百万円	4円	平成27年3月31日	平成27年6月26日	利益剰余金

(注) 1株当たり配当額については、基準日が平成27年3月31日であるため、平成27年10月1日付で実施した株式併合は加味していません。

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

II 当第1四半期連結累計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年6月24日 定時株主総会	普通株式	495百万円	25円	平成28年3月31日	平成28年6月27日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第1四半期連結累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	日本	米州	欧州	アジア	計	調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
売上高							
外部顧客への売上高	17,224	7,405	5,239	6,444	36,314	—	36,314
セグメント間の内部売上高 又は振替高	2,482	124	441	40	3,088	△3,088	—
計	19,706	7,529	5,680	6,485	39,402	△3,088	36,314
セグメント利益	1,193	28	404	937	2,564	59	2,624

(注) 1. セグメント利益の調整額59百万円は、セグメント間取引に係る内部損益取引の調整額71百万円、セグメント間取引に係るたな卸資産の調整額△11百万円、その他△0百万円であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

II 当第1四半期連結累計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	日本	米州	欧州	アジア	計	調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
売上高							
外部顧客への売上高	17,286	7,879	5,014	6,050	36,230	—	36,230
セグメント間の内部売上高 又は振替高	2,322	143	493	63	3,023	△3,023	—
計	19,609	8,022	5,507	6,114	39,254	△3,023	36,230
セグメント利益	822	388	260	915	2,387	92	2,480

(注) 1. セグメント利益の調整額92百万円は、セグメント間取引に係る内部損益取引の調整額49百万円、セグメント間取引に係るたな卸資産の調整額43百万円、その他0百万円であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	132円06銭	78円05銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額(百万円)	2,619	1,548
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益金額(百万円)	2,619	1,548
普通株式の期中平均株式数(千株)	19,837	19,835

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
2. 平成27年10月1日付で普通株式5株を1株とする株式併合を実施しております。前連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年8月9日

高砂香料工業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山 邊 道 明 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 金 井 沢 治 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 江 森 祐 浩 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている高砂香料工業株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成28年4月1日から平成28年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成28年4月1日から平成28年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、高砂香料工業株式会社及び連結子会社の平成28年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。